

# 災害対策特別資金「令和6年7月豪雨災害対策特別資金」実施要綱

この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）に基づき、災害対策特別資金令和6年7月豪雨災害対策特別資金の円滑かつ適正な運用実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 第1 制度融資の種類

緊急融資

## 第2 資金名

令和6年7月豪雨災害対策特別資金

## 第3 融資対象者

令和6年7月9日からの大雨（以下「豪雨」という。）により、被害や影響を受けている中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 直接的な被害を受けたもの

(2) 間接的な被害のうち次のいずれかに該当するもの

ア 豪雨に起因して、原則として売上高等（売上高、販売数量、売上総利益率又は営業利益率をいう。以下同じ。）が前年同時期に比して5%以上減少していること。

イ 豪雨に起因して、原則として売上高等が前年同時期に比して5%以上減少することが見込まれること。

## 第4 融資条件

融資条件は、下表のとおりとする。

|         |  |
|---------|--|
| 資金使途    | 設備資金、運転資金  |
| 融資限度    | 1億2,000万円  |
| 融資利率    | 責任共有利率 年1.25%（固定）<br>責任共有外利率 年1.10%（固定）<br>ただし、借入当初3年間は利子補給により年0%（固定）とする（期限の利益を喪失したものを除く）。 |
| 融資期間    | 12年以内  |
| 償還方法    | 3年以内据置き、元金均等月賦   |
| 保証人     | 法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による<br>個人 原則として不要  |
| 担保の要否   | 取扱金融機関又は保証協会の決定による   |
| 信用保証の要否 | 要<br>保証料率 年0.40%～年1.20%（各種特例措置適用保険を適用する場合は年0.40%～年0.71%）<br>ただし、借入当初3年間は保証料補給により年0%とする。    |
| 申込先     | 商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、産業振興財団  |

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 取扱金融機関 | 普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね |
|--------|---------------------------------|

## 第5 取扱期間

取扱は、令和6年8月1日から令和7年3月31日融資実行分までとする。

## 第6 被害状況の確認及び被災証明

- (1) 融資対象者は、島根県中小企業制度融資意見書により商工会議所等による被害状況の確認を受けることとする。
- (2) 融資対象者のうち第3の(1)に該当するものは、市町村長の被災証明を受けることとする。
- (3) 市町村長が証明する内容は、事業用資産の被害に係るものとする。

## 第7 審査運用基準（資金別）

- (1) 本資金において、「直接的な被害を受けたもの」とは、事業に必要な資産であって次に掲げるもの（以下「事業用資産」という。）に、直接的な被害を受けたものをいう。
  - ア 建物等
    - 店舗、工場、倉庫等の建物及びその付属施設
  - イ 機械設備類
    - 機械及び装置、船舶、車輛及び運搬具、工具、器具及び備品等
  - ウ 棚卸資産
    - 商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの等。ただし、土木工事等における仕掛（未成）工事は除く。
- (2) 本資金において「間接的な被害」とは、豪雨と因果関係のある被害であって次に掲げる被害をいう。
  - ア 道路崩落など交通網の寸断に起因する営業停止による売上減少
  - イ 事業用資産の復旧に要する期間の売上減少
  - ウ 取引先業者の被災による売掛債権の固定化
  - エ 旅館業等における宿泊予約のキャンセルによる売上減少
  - オ 停電・断水を起因とする営業停止による売上減少
  - カ 停電による商品の毀損
  - キ 交通マヒ等を起因とする営業停止による売上減少
  - ク 被害復旧のために要した従業員の増加人件費
  - ケ その他、事業活動（生産、仕入、販売、営業等をいう。以下同じ。）の支障
  - コ アからケまでのほか、商工会議所会頭、商工会会長、島根県中小企業団体中央会会長、島根県商工会連合会会長又は公益財団法人しまね産業振興財団理事長が豪雨との因果関係を認めた被害

- (3) 融資限度額は、本資金の融資残額によるものとする。
- (4) 設備資金について、その対象は、被害の復旧、事業活動の支障の解消のための施設・設備の設置であって、次に掲げるものとする。
  - ア 事業用資産のうち建物等の新築、改築又は改装
  - イ 事業用資産のうち機械設備等の新設、更新等
- (5) 運転資金について、その対象は上記第7(1)ア及びイの修繕費、上記第7(1)ウの被害額及び上記第7(2)による事業用資産以外の被害額とし、融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」又は「月商の概ね6ヶ月分」のうち最も低い額とする。
- (6) 本資金による既借入金の前換は、原則として認めない。

## 第8 資金措置

融資要綱第5条で定める預託金の利率及び協調倍率は下表のとおりとする。

| 預託金の利率     | 年0パーセント     |              |
|------------|-------------|--------------|
| 実質金利（普通銀行） | 責任共有 1.605% | 責任共有外 1.305% |
| （信用金庫等）    | 責任共有 2.005% | 責任共有外 1.705% |
| （信用組合）     | 責任共有 2.105% | 責任共有外 1.805% |
| 協調倍率（普通銀行） | 責任共有 4.52倍  | 責任共有外 6.36倍  |
| （信用金庫等）    | 責任共有 2.66倍  | 責任共有外 2.82倍  |
| （信用組合）     | 責任共有 2.46倍  | 責任共有外 2.56倍  |

## 第9 その他

- (1) 融資の申込みから融資実行までの手続については、島根県中小企業制度融資実施要領（最終改正令和6年5月1日。以下「要領」という。）別表第1（第1関係）の1に定めるとおりとする。
- (2) 提出書類及び部数、様式は別紙のとおりとする。
- (3) その他必要な事項は、要領に定めるところによる。

## 附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。